平成２９年（フ）第３０４号
堺市南区檜尾８フォレストール２番館202、住民票上の住所大阪府大阪狭山市東池尻１丁目2147番地の１（１―819号）
債務者　増田　賢一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
大阪府松原市天美東１丁目81番地の11
債務者　ソノダこと　園田　昌義
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
堺市堺区甲斐町東６丁１番43―408号
債務者　中島　裕隆
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
大阪府大阪狭山市金剛２丁目７番10号（101号）
債務者　堀　　哲太
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
大阪府羽曳野市島泉１丁目10番７号
債務者　長谷川道子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
大阪府河内長野市千代田台町１番16―405号
債務者　津守　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５８号
大阪府河内長野市大矢船中町19番９号、前住所和歌山県橋本市古佐田２丁目３番14号コーポ川上201
債務者　佐藤　　葵
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６号
兵庫県丹波市柏原町北山289―１　柏原けやき苑　生活支援ハウス、住民票上の住所兵庫県丹波市氷上町石生1672番地２　ふき荘25号
債務者　宇山　健二
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第３２号
山形県天童市北久野本３丁目８番19号　コーポアルカディア　203号
債務者　小田嶋千賀
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
山形県寒河江市大字日田字五反８番地の７
債務者　菊地由紀子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
埼玉県川口市差間３丁目39番15号　クレセントパレス202、破産申立時の住所埼玉県川口市大字差間206番地の１　フォレストスクエア201号
債務者　大塚　正光
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
埼玉県川口市栄町３丁目11番４―206号　セントラルコーポ川口
債務者　上田　和生
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
埼玉県和光市丸山台２丁目６番４号　カルム丸山台301
債務者　鈴木　篤史
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第４地割９番地59
債務者　里舘　英明
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５１号
岩手県一関市萩荘字白山田33番地　カームレジデンス１105、旧住所宮城県栗原市栗駒中野田町４番地
債務者　佐藤　光紀
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８９号
盛岡市東黒石野１丁目17番２号　ともくらの風２号館202号
債務者　向田　裕美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６８号
さいたま市見沼区大字東宮下623番地24
債務者　松澤　愛美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係